

広島国際学院大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

広島国際学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、広島国際学院大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神「教育は愛なり」、大学創設の精神「教育は愛なり、研究は熱なり」を踏まえながら、大学の教育理念「信和・協同・実践」の教育理念に基づき、①学生の個性と自主性を育みながら、基礎学力の修得②大学の諸活動での協力関係を通して社会性に富む人材の育成③大学での学びを社会で活用できる人材の育成—という、大学の三つの教育目標を簡潔な文章で示しており、教育面における個性・特色が明確に提示されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に明示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。

「基準2. 学修と教授」について

学生募集戦略検討委員会、入学試験委員会等が連携して志願者増加のためにさまざまな方策を講じているが、学生数が収容定員を大きく下回る状態が続いている。このような志願者数の減少傾向と財政基盤の健全化に対処するため、平成 22(2010)年度から「大学構想委員会」を設置し、教育内容を維持しながら教育組織をスリム化する組織変更がなされた。

各種アンケートなど、学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業への支援体制の改善に反映させている。

しかしながら、校舎の耐震化に関しては、依然として耐震診断が予備診断までしか行われていない上、明確な耐震化計画が策定されていないため、早急に対応するよう改善が必要である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為に法人の目的を明確に規定し、適正な経営・管理を図るため、組織体制や諸規則を整備するとともに建学の精神を教室、会議室、廊下などに掲出し、ホームページに公開するなど広く表明して、法人として規律ある姿勢を学内外に示している。

法人及び大学の業務執行体制は整備されており、その機能性は十分に確保されている。

平成 23(2011)年度から実施している「経営改善5ヶ年計画」（平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度）に沿って、毎年度の事業計画を作成し、計数目標を掲げて適切な財務運営の確立と収支バランスの確保に向けた取組みをしている。しかし、財務計数及び財務比率を見ると、消費収支差額及び帰属収支差額は過去5年間赤字である。また、学生生徒等納付金比率、人件費比率等の各種比率は全国平均と比較して劣位にあり、安定した財務基盤の確立と収支均衡の確保に向け、入学定員・収容定員の確保による収入増強が必要である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、大学学則第 2 条及び大学院学則第 4 条に基づき「広島国際学院大学自己点検・評価委員会規則」を制定し、「自己点検・評価委員会」「自己点検・評価推進委員会」を設置して、毎年度、自己点検・評価を実施している。その結果を冊子「個性を發揮させる大学を目指して」にまとめ報告書として発行している。指摘された課題については「自己点検・評価委員会」「大学協議会」「全学委員長連絡会」で報告し、現状認識を共有するとともに改善策を検討している。大学の運営全般に関わる事案は「大学協議会」が、教育研究の推進に関わる事案は「全学委員長連絡会」が担当し、課題の分析と改善策の協議を実施している。

総じて、大学は建学の精神に基づいて教育を行い、教育研究組織と教育課程を適切に整備・編成している。また、毎年度自己点検・評価を実施して大学の改善に反映させている。学生数が収容定員を大きく下回る状態が続いており、消費収支差額及び帰属収支差額は過去 5 年間赤字である。財務基盤の確立と収支均衡の確保のためにも、早急に入学定員・収容定員を確保する必要がある。また、建物の耐震化については十分な耐震診断及び耐震化計画の策定がなされておらず、早急な対応が必要である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の意味・内容は、建学の精神「教育は愛なり」と大学創設の精神「教育は愛なり、研究は熱なり」を踏まえながら、大学の教育理念「信和・協同・実践」として明確に定められている。また、同様に大学の目的及び大学院の目的は、『教育は愛なり、研究は熱なり』を基本精神とし、自己を信じながらも和を求め互いに助け合える感性を持ち、行動力のある人材育成を目的とする（学則第 1 条）、『教育は愛なり、研究は熱なり』を基本精神とし、わが国及び国際社会の発展に寄与できる広い視野と新しい技術の創出開拓する能力を持つ高度専門技術者と高度な専門知識を備えた職業人を養成

することにより、人類の平和と進歩に貢献することを目的とする」(大学院学則第 3 条)として具体的に定められている。教育課程別の教育研究上の目的は、必要に応じて学則、学部細則及び研究科規程にそれぞれ簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「信和・協同・実践」の教育理念に基づき、①学生の個性と自主性を育みながら、基礎学力の修得②大学の諸活動での協力関係を通して社会性に富む人材の育成③大学での学びを社会で活用できる人材の育成—という三つの教育目標を示しており、教育面における個性・特色が明確に示されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針に明示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。

学内に各種委員会を設置し、大学の使命・目的及び教育目的が社会情勢等の変化に対応したものになるよう、必要に応じて見直されている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は理事会において整理・確認された後、各学部教授会においても確認され、各種の会議等を通じて共有が図られている。

建学の精神、大学創設の精神、大学の教育理念は、ホームページ、大学案内、初年次教育における使用テキスト、学生便覧等へ掲載し、いくつかの伝達媒体を通じて学内外に発信されている。また、各教室への掲出、学生会館入口石碑の刻字、館内額装の揮毫(きごう)など多様な方法によって学内外への周知が図られている。

中長期的な計画として、平成 21(2009)年 4 月に「～光り輝くキャンパスライフを夢見て～ 総合計画概要」が策定され、三つの方針には建学の精神とこれを踏まえた使命・教育

目的が反映されている。

建学の精神とこれを踏まえた使命・教育目的を達成するために諸規則に基づき教育研究組織を構成し、附属施設を設置している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学全体、学部・学科及び大学院のそれぞれについてアドミッションポリシーが明確に定められ、ホームページ、大学案内、大学説明会、オープンキャンパスなどを通じて広く公開されている。

入試種別は 7 種類あり、種別に応じて書類審査、小論文、作文、面接、適性試験、実技試験などを選別・利用している。また、学生募集については、新聞広告、テレビ CM、オープンキャンパス、教員による高校訪問などさまざまな方策を講じている。

しかし、依然として学生数が収容定員を大きく下回る状態が続いている。このような入学者数の減少に対処し財政基盤の健全化を図るため、平成 22(2010)年度から「大学構想委員会」を設置し、教育内容を維持しながら教育組織をスリム化する組織変更の検討を経て、学部学科の改組や経営改善計画の策定、実施など真摯な努力を行っている。

【改善を要する点】

○工学部生産工学科と情報文化学部現代社会学科については収容定員充足率が 0.7 倍未満になっているので、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは明確であり、それに基づく教育課程の編成においても必要な授業科目群が体系的に配置されている。また、全学部・学科共通の総合教育センター科目群から学部・学科ごとの専門科目群へと体系的にわかりやすく編成されている。

具体的には、カリキュラムを「総合教育センター科目」と「専門科目」に分け、「総合教育センター科目」の中に汎用的技能と就業力を育成する「高城（たかじょう）科目」と「教養教育科目」を配置して科目区分を明確にしている。そして、基礎学力と就業力の充実に図るために総合教育センターに専任教員を配置し、学部並みの位置付けをしている。

学長が主唱する「きめ細かい丁寧な教育」を行うための工夫として、「授業評価アンケート」の収集とそのフィードバックとしての教員による分析結果報告書の提出を継続的に実施している。また、「教育シンポジウム」を通じて、教授方法の開発に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

入学前の事前教育、学内における情報ネットワークの完備、チューター制度や「学習支援室」の設置など、学生の学修及び授業への支援体制は整備されている。また、「授業評価アンケート」「学生満足度アンケート」「卒業満足度アンケート」「大学を明るくする箱」など、学生の意見等をくみ上げる仕組みを整備し、学修及び授業への支援体制の改善に反映させている。

学生支援課を中心に学生の出欠管理を厳格に実施している。特に、学年始めや学期始めの出欠状況については、教員と関係職員間で密に連絡を取合って、中途退学や留年などの引金となる欠席の早期発見を行い、該当する学生に対し十分な指導を行っている。

教員はオフィスアワーを開設している。また、「学習支援室」においては、主として高校で修得すべき学習内容について学び直すなどの支援を行っている。そして、TA や SA(Student Assistant)の制度を設け、演習や実験などを中心に学修支援活動を行っている。TA には大学院生が、SA には学部生が従事している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業要件、修了要件を学則等に明確に定めるとともに、進級条件、履修条件についても学部細則に明確に定めている。

履修科目の年間登録単位数の上限については原則 48 単位と定め、上限を超えた場合には、学生支援課が該当する学生と協議の上、変更を指導している。

シラバスには、全ての授業科目について授業計画と成績評価基準が明確に記載されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「高城科目」において「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」などキャリア教育関連の諸科目を配置し、キャリア形成のための指導を行っている。また、教員免許や食品衛生管理者など各種資格取得に向けた授業や講習を行っている。そして、「広島新卒応援ハローワーク」から派遣された大学就職ジョブサポーター2人を外部相談員として配置し、就職試験の心構え・注意事項の解説などの講習を実施している。

各学科の卒業研究指導教員と就職課の連携による就職委員会を設置し、学生の進路指導方針の検討や就職情報の交換などを行い、結果として高い就職率を維持している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「授業評価アンケート」「学生満足度アンケート」「卒業満足度アンケート」等の各種アンケートの集計結果、学生の成績・単位修得状況、資格取得状況、就職状況等の各種データを、FD(Faculty Development)推進委員会が中心となって、教育課程の編成や授業内容の改善などに活用している。また、「授業評価アンケート」の結果は「授業アンケート分析結果」の冊子にまとめられ、図書館及び学生支援課で公開されている。そして、新任者及び現任者への学修指導に関する研修も行っている。これらのFD活動は「FD推進委員会規程」に従って行われ、学修指導等の改善が図られている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

入学式前に体験学習型の研修プログラム「自己の探求 I」によって友達づくりを支援し、入学後は「初年次セミナー I」でチューターによる指導、2 年次以降は学期始めにチューターと学生支援課などの職員によるガイダンスを行っている。課外活動については、「特別キャンパス活動」として評価し、所定の条件を満たした場合に、半期 2 単位、最大 4 単位まで単位認定している。また、専門のカウンセラーを置き、学生の相談に応じる体制を整備している。

「スカラシップ奨学生制度」をはじめ、大学独自の奨学金が用意されており、「学生満足度アンケート」「卒業満足度アンケート」「大学を明るくする箱」を整備し、学生サービスの改善に努めている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準にのっとり、適切な教員確保と配置が行われている。

教員の採用・昇任については、規則により選考基準、選考手続きが明確に定められている。教員の採用については公募制を原則とし、書類審査に加え模擬授業を実施するなど、適切な運用がなされている。また、教員評価は勤務評価票をもとに行われており、上位の教員に対して学長が表彰を行っている。FD 活動は、FD 推進委員会主導のもとで適切に行われており、年 2 回程度、FD 研修会が実施されている。

教養教育は、総合教育センターが中心となって行っており、教養科目には「人文科目」「社会科目」「自然科目」「言語科目」「スポーツ科目」に加えて、異文化理解を深めるための「国際科目」を配置している。また、総合教育センターにおいて教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしていない。

【理由】

受講学生数については、若干の偏りはあるものの、管理は適切に行われている。

図書館、体育館、学生会館、運動場、情報サービス施設、講義室などの教育環境は整備されている。また、学内に無線 LAN が設置され、学生が自由に使用できる環境を構築している。「学生満足度アンケート」「卒業満足度アンケート」「大学を明るくする箱」において、施設設備の改善に反映している。

しかしながら、耐震対策については、依然として予備診断（一次診断）が実施されているだけであり、詳細な二次診断はいまだ実施されていない。予備診断の結果で対応が必要とされる建物に対しても耐震化計画は策定されておらず、早急な対応が必要である。

【改善を要する点】

○予備診断（一次診断）の結果、耐震性能に問題があるとされた 1 号館、2 号館、5 号館、6 号館、7 号館について、二次診断が行われていない上、明確な耐震化計画が策定されていないため、早急に対応するよう改善が必要である。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に法人の目的を明確に規定し、組織体制や諸規則を整備するとともに、建学の精神を教室に掲出し、ホームページに公開するなど広く学内外に示している。

また、使命・目的の実現のため、理事会、評議員会を定期的に開催し、法人及び各学校

の円滑な管理・運営に向けて継続的に努力している。

法令の遵守については、法人本部及び大学内の各部署に周知し、組織的に対応している。また、「監事監査規則」を設け関連する法令を遵守するようガバナンス体制を構築している。

危機管理、公益通報、施設等管理、個人情報、ハラスメント等に関する規則などを整備し、環境保全、人権、安全への配慮のための取組みを行っている。

教育情報及び財務情報の公開に関しては、ホームページで第三者が閲覧・検索しやすいよう整備している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は定期的及び臨時に開催されており、法人本部次長（兼総務課長）、総務課長補佐が常時陪席するとともに、必要に応じて関係課長が陪席することにより、戦略的意思決定のための体制が整備されている。

理事は寄附行為に基づき選任され、理事会の出席率は概ね良好である。また、監事の出席率も概ね良好である。理事長及び学内の理事で構成する常任理事会を設置し、理事会から委任された事項などを審議・決定し、円滑かつ機動的な業務運営の執行に努めている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究の運営に関する決議機関として、学長、学部長、研究科長、図書館長、総合教育センター長、事務部長などで構成する「大学協議会」を置いている。同会議を毎月1回開催し、大学全体の教育・研究などに関する事項及び事務運営に関する事項の協議と情報の共有を図っている。

学長は、「全学委員長連絡会」を開催し、教育・研究の推進に関連する横断的な問題の協議や各委員会の状況把握を行うとともに、情報の共有を図っている。また、学長は全教員との面談を行い、教員の抱える課題や要望事項を直接聴取するなど大学教職員全体の状況を常に把握することにより、業務執行において適切なリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事として教授会の結果を理事会に報告、審議することにより大学と理事会との意思の疎通を図っている。また、課長相当者以上のメンバーで構成する「事務連絡会議」を毎月開催し、理事会、評議員会の報告、各種委員会及び行事等の連絡を行い、事務運営に必要なコミュニケーションを図っている。

監事を 2 人置き、理事会への出席はもとより、「監事監査規則」にのっとり業務状況の聴取、書類の閲覧及び会計に関する帳簿・書類の調査などの監査を実施しており、法人のガバナンスは機能している。

評議員は寄附行為にのっとり適正に選出されており、評議員会への出席率も概ね良好である。

学長は、教職員参加の集会で大学の改革・改善、学生サービス等の必要性について周知するとともに、各委員会協議事項の報告及び意見要望を受け、現場の状況に関する情報交換を行うなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の業務執行体制は整備されており、その機能性は十分に確保されている。組織規程に基づき、法人本部・事務部・図書館・情報処理センターの 4 部門で組織し、管理部門及び教学部門の業務が効率的・機能的に進むように職員を配置している。

学長をサポートする学長補佐を置き、全学的な立場から業務分担し、学長のバックアップ及び重要課題等の進捗について検証ができる体制をとっている。また、法人においては業務を適切に遂行するため、事案については担当課長の他、部・次長及び理事長の承認・決裁を受ける仕組みとなっており、意思決定する体制が整っている。

「事務職員研修会」を年 1 回開催するとともに、文部科学省や日本私立大学協会等が催

す各種セミナーや研修会に参加するなど、職員の資質と能力を向上させるための仕組みや機会が用意されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしていない。

【理由】

平成 23(2011)年度から実施している「経営改善 5 ヶ年計画」(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)に沿って、毎年度の事業計画を作成し、計数目標を掲げて適切な財務運営の確立と収支均衡への回帰に向けた取組みをしている。これまでの結果としては支出削減の成果は見られるものの、収入増加策への対応に課題を残している。

財務計数及び財務比率を見ると、消費収支差額及び帰属収支差額は過去 5 年間赤字である。平成 25(2013)年度及び平成 26(2014)年度は赤字額が減少したが、有価証券の早期償還による特別な要因であり、財務状況が好転したとは言えない。また、学生生徒等納付金比率、人件費比率等の各種比率は全国平均と比較して劣位にある。安定した財務基盤の確立と収支均衡の確保に向け、入学定員・収容定員の確保による収入増強が必要である。

【改善を要する点】

○「経営改善計画」の推進により支出削減の成果は認められるものの、入学定員・収容定員の充足には至っておらず、収入増加に繋がっていないので、入学者の確保による学生生徒等納付金収入の増強を図るよう改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人広島国際学院経理規程」に準拠して適切に処理されている。また、会計知識の向上を図るため文部科学省や日本私立大学協会が主催する各種研修会等に職員の派遣を行っている。

会計監査は、私立学校振興助成法に定められた外部監査法人による会計士監査と、私立学校法に定められた学校法人の監事による監査が適正に実施されている。監事は理事会及び評議員会への出席に加え、法人本部の総務課及び監査法人と連携を図り、業務監査や計

数監査を行い、理事長を含めた学内関係者へのヒアリングを実践している。このような手順を経て監査報告書が作成され、理事会及び評議員会に報告されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学は、その使命・目的を意識した自主的な自己点検・評価を目指し「広島国際学院大学自己点検・評価委員会規則」を制定し、「自己点検・評価委員会」「自己点検・評価推進委員会」を設置して体制整備を図り、自己点検・評価を毎年度実施している。また、その結果を冊子「個性を発揮させる大学を目指して」にまとめ、自己点検・評価報告書として発行している。

内容は、教員による教育研究の分析と課題、及び事務職員による管理運営に関する現状と課題が網羅されており、全学をあげて教職協働の事業として取り組んでいる。また、現在の自己点検・評価方法は平成 17(2005)年度から導入され、10 年間継続し実績を積上げてきている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は自己点検・評価を適切かつ有効的に行うためエビデンスを重要視している。教育研究及び管理運営について現状を把握するため、FD 推進委員会が学生に対して実施する「授業評価アンケート」、学生支援課が在学学生、卒業生に対してそれぞれ実施する「学生満足度アンケート」及び「卒業満足度アンケート」調査をエビデンスとして活用している。

収集された調査・データは関係する委員会及び部課において分析され、全学委員会、学生生活委員会等に報告・還元されており、教員及び事務職員が共有できる仕組みとなっている。各委員会や担当部課で改善策の検討を行い、自己点検・評価報告書としての冊子である「個性を發揮させる大学を目指して」を作成して学内外に配布し、ホームページで公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価報告書である冊子「個性を發揮させる大学を目指して」において抽出された課題は「自己点検・評価委員会」「大学協議会」「全学委員長連絡会」で報告され、経営層を含む全教職員により現状認識が共有されるとともに、改善策が検討されている。大学の運営全般に関わる事案は「大学協議会」が、教育研究の推進に関わる事案は「全学委員長連絡会」が担当し、課題の分析と改善策の協議を実施している。

学内事務の課題・効率化等は、学内ホームページに公表し、事務職員にも周知されている。「事務連絡会議」の開催頻度は毎月 1 回であるが、重要・緊急事案は各種会議に参加している法人本部長、大学事務部長から適宜各課に報告・伝達されており、全学的な PDCA サイクルが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-① 地域を知るための授業

A-1-② 地域連携協定

A-1-③ 地域における活動

A-2 大学が持っている物的、人的資源の社会への提供

A-2-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的、人的資源の社会への提供

A-2-② 企業や他大学等との適切な関係構築

【概評】

教育理念の「信和・協同・実践」に基づき、地域の現状や自然、歴史、文化について学ぶ授業「地域を知る」、地域課題の把握、解決のための知識、技術を専門的に学ぶ授業「地

域課題をまなぶ」、地域課題の解決を实践する授業「地域課題に取り組む」を行っている。

地域連携については、イベント協力、企業などのデザイン、ボランティア活動など、地域社会に対してさまざまな協力を行っており、広島市安芸区役所及び広島県山県郡安芸太田町と地域連携協定を締結している。また、個人や団体、学科単位で地域とさまざまな連携活動を実施しており、地域に対する親和度の醸成や地域への貢献に寄与している。

図書館、食堂、講義室、体育館等の大学施設の開放、各種の公開講座、出張講義などを積極的に行い、地域社会に貢献している。また、地域連携センターが公民館、商工会等と連携して社会貢献活動を行っている。大学教員の研究活動、教育活動及び地域貢献活動等を記載したシーズ集を隔年で発行して大学の資源を社会に提供するための一助としている。

地元企業や NPO 法人等の各種団体との連携、他大学との単位互換制度、海外の大学との交流、出張講義等を通じての高大連携など、地元企業、地元諸団体、大学、高校等との間に適切かつ有意義な協力関係が築かれている。

現在、これらの活動に全学的に取り組む、地域連携協定は強化の方向にある。今後の発展と成果に期待したい。

